

時間外労働の算定

当社は、就業規則で始業・終業時間や休日等を次のように定めています。従業員の山田君の4月の労働時間は下図のようになりました。この場合の時間外労働となる時間を教えてください。

始業時刻9時、終業時刻17時45分 休憩時間12時～13時（1日の所定労働時間は7時間45分）
休日・・・日曜（法定休日）、土曜、国民の祝日、年末年始（12月29～1月3日）

<山田君の4月の労働時間>

第1週 週所定労働時間 38時間45分
週の実労働時間 40時間30分

			A			9時間
	C		C		C	8時間
休	7時間 45分	7時間 45分	7時間 45分	7時間 45分	7時間 45分	休
日	月	火	水	木	金	土
3/31	4/1	2	3	4	5	6

第2週 週所定労働時間 38時間45分
週の実労働時間 51時間45分

			A			10時間
	A	A				9時間
	C	C	C	C	C	8時間
休	7時間 45分	7時間 45分	7時間 45分	7時間 45分	7時間 45分	B 7時間 45分
日	月	火	水	木	金	土
7	8	9	10	11	12	13

第3週 週所定労働時間 38時間45分
週の実労働時間 54時間45分

	A	A		A		10時間
	C	C	C	C	C	8時間
D	7時間 45分	7時間 45分	7時間 45分	7時間 45分	7時間 45分	休
日	月	火	水	木	金	土
7	8	9	10	11	12	13

第4週 週所定労働時間 31時間00分
週の実労働時間 34時間45分

				A		10時間
						9時間
		C		C	C	8時間
休	祝 日	7時間 45分	7時間 45分	7時間 45分	7時間 45分	休
日	月	火	水	木	金	土
21	22	23	24	25	26	27

第5週 所定労働時間 23時間15分
実労働時間 27時間00分

	A	A	A	9時間
	C	C	C	8時間
	7時間 45分	7時間 45分	7時間 45分	
日	月	火		
28	29	30		

時間外労働の算定は、次のようになります。

(1) 各日ごとに計算する時間

- ① 各日について、所定労働時間が8時間以内に定められている日にあつては、当該時間を超え1日8時間をさらに超えるに至った部分の時間（図のA）

(2) 各週ごとに計算する時間

- ② 各週については、週所定労働時間が40時間以内に定められている週にあつては、(1)による時間外労働を除きその週所定労働時間を超え、さらに週40時間を超えるに至った部分の時間（図のB）

(3) 所定時間外で法定時間内の時間

- ③ 各日について、所定労働時間が8時間以内に定められている日であつては、当該時間を超え1日8時間以内の部分の時間で、かつ(1)による時間外労働を除きその週所定労働時間を超え、週40時間以内の部分の時間（図のC）

(4) 時間外労働時間の合計

A（18時間）、B（7時間45分）、C（4時間45分）、D（7時間45分）で合計38時間15分となる。このうち、AとBの時間の合計25時間45分は、法定時間外労働割増対象となり、Dの時間は、法定休日の勤務なので休日労働割増対象となり、Cの時間は、法定時間内労働なので割増は必要ない。